

青少年だより

掛川市補導員が市内を巡回しています

今年度も掛川市青少年補導センターの補導員が定期的に市内を巡視し、青少年への声掛け活動を行っています。

専任補導員19人は、市内の定期補導と納涼祭や祭典の補導として、年間30日市内を巡視します。また各地区選出の地域補導員33人は、中学校区ごとに年4回中学校区内の声掛け活動に従事していただいています。

最近は、公園やコンビニなどを巡回していても、青少年の姿が見ることが少なくなったという声を聞きます。しかし、時々ですが公園のベンチに座っている高校生やボールで遊んでいる小中学生を見かける時があります。その時彼らに声をかけると、笑顔で挨拶を返してくれたり帰宅の指示に従ってくれたりします。

市民の皆様、青少年の健全育成のために活動をしている掛川市補導員に是非御理解いただくとともに、みなさまも市内の青少年の健全育成にお力添えをお願いします。



7/1(月)、「街頭キャンペーン」の実施

7月は社会を明るくする運動、並びに青少年の非行・被害防止強調月間です。本年度も「犯罪や非行の防止と立ち直り、及び青少年の非行・被害防止について市民の理解を深める」、「関係機関と市民が相互に協力し合い、地域が一体となって犯罪や青少年の非行・被害防止のために取り組む」ことを目的として、7月1日に街頭キャンペーンを実施しました。

当日は市長を始め、行政関係者、福祉関係者、各地区役員、学校関係者など約100人が、掛川駅や大東・大須賀地区の商業施設の計3か所に分かれて、子どもたちを犯罪被害から守る環境づくりや青少年の健全育成を呼びかけました。

それぞれの会場では、買い物かごを持った方や帰宅を急ぐ高校生などが立ち止まって、啓発品を手にする姿が多く見られました。

掛川駅会場



大東会場



大須賀会場



市内に広がる「こども 110 番のいえの旗」

みなさんは、この旗を見かけたことがあると思います。これは「こども 110 番のいえの旗」ですね。この旗は市内の 2,921 軒の民家の軒先や商店の入り口などに掲げられています。(令和 5 年度)

この旗の設置は「平成 11 年度頃から」と記されていまして、掛川市ではもう 25 年間ほど続いていることとなります。その間、この旗は、登下校時や放課後の遊びの最中で子どもたちが不審者に出くわしたり何か危険なことに遭ったりしたとき、旗を掲げた家に助けを求めるための大切な「目印」となってきました。過去には実際に危険な目に遭った青少年が旗の家に駆けこみ、110 番通報で警察が出動した事例もあったようです。しかしここ最近はそのような事例は聞いておりません。現在の社会の状況が当時と変わってきていることがあるかもしれませんが、この旗が人目につくことで「犯罪の抑止力」として十分に機能していると思われます。



今後もこの旗は、市内の子どもたちの安心と安全を静かにまた確かに見守っていきます。

この旗の設置に御協力いただける方や商店などありましたら、学区の小学校へ御相談ください。

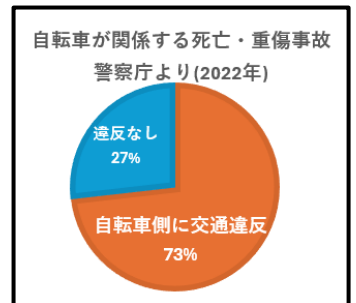
「青切符」で自転車の交通違反取締り 改正道路交通法成立

令和 6 年 5 月、自転車の交通違反を取り締まる改正道路交通法が可決成立しました。今後 2 年以内に施行されることとなります。

全国の交通事故の発生件数は毎年減少している一方、自転車が関係する事故はおととし 69,985 件と 2 年連続で増加しました。特に死亡や重傷事故になった 7,107 件のうち 73%にあたる 5,201 件が、前方不注意や信号無視、一時不停止など自転車側に交通違反が確認されました。

このようなことから、実効性のある取り締まりが必要という声が高まり、「青切符」による反則金制度が導入されることになりました。「青切符」で取り締まりが適用されるのは、16 歳以上の利用者となります。また、対象となる違反は 113 項目ですが、このうち重大な事故につながる恐れのある以下の違反を重点的に取り締まるとしています。

反則金の導入はもう少し先の話ですので、法律の施行前のこの時期に学校やそれぞれの家族でたくさんのお話し合いを持ち、自転車利用者のマナー向上に努めていきましょう。



- 信号無視
- 一時不停止
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 右側通行
- 傘さし運転
- イヤホンを使用しての運転
- ブレーキが利かない自転車の乗車
- など

青少年相談、受け付けしています。一人で悩まないで電話をおかけください。

青少年補導センター(市教育委員会内) **電話：0537-21-1189**

相談時間：(火～金) 9:00～12:00 13:00～16:00